令和８年 11 月吉日

各　位

ＯＡＴアグリオ株式会社

# 「サフオイル乳剤」適用拡大のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、かねてよりご協力を賜りました殺虫殺ダニ剤「サフオイル乳剤」が令和８年 11 月 18 日付けにて適用拡大登録となりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも、皆様のご指導ご支援のほど、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

商品名　　：　サフオイル乳剤（第 22801 号）
有効成分・％：　調合油（サフラワー油及び綿実油の合量として）・・・・・・・・・・97.0％

登録年月日　：　令和８年 11 月 18 日（適用拡大）

<1>適用内容の変更：

・　作物名「マンゴー」（ハダニ類）を追加する。

【変更後】（変更する作物のみ抜粋）

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | 調合油を含む農薬の総使用回数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| マンゴー | ハダニ類 | 500 倍 | 200～700 L/10a | 収穫前日まで | － | 散布 | － |

<2>注意事項等の変更

農薬登録申請書第８項
【追加】
(8) マンゴーに使用する場合、新梢や花穂に薬害を生じるおそれがあるので、緑枝硬化期から出蕾期までに使用すること。

以上

【変更後】

<table>
<tr><th>作物名</th><th>適用病害虫名</th><th>希釈倍数</th><th>使用液量</th><th>使用時期</th><th>本剤の<br>使用回数</th><th>使用<br>方法</th><th>調合油を<br>含む農薬の<br>総使用回数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">かんきつ</td><td>ミカンハダニ</td><td>500 倍</td><td rowspan="3">200～700<br>L/10a</td><td rowspan="11">収穫前日<br>まで</td><td rowspan="16">－</td><td rowspan="9">散布</td><td rowspan="16">－</td></tr>
<tr><td>サビダニ類</td><td>300 倍</td></tr>
<tr><td>マンゴー</td><td>ハダニ類</td><td>500 倍</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野菜類<br>（きゅうり、いちご、トマト、ミニトマトを除く）</td><td>ハダニ類<br>アブラムシ類<br>コナジラミ類</td><td>300～500<br>倍</td><td rowspan="6">100～500<br>L/10a</td></tr>
<tr><td>チャノホコリダニ<br>うどんこ病</td><td>300 倍</td></tr>
<tr><td rowspan="2">きゅうり</td><td>ハダニ類<br>アブラムシ類<br>コナジラミ類</td><td>300～500<br>倍</td></tr>
<tr><td>チャノホコリダニ<br>アザミウマ類<br>うどんこ病</td><td>300 倍</td></tr>
<tr><td rowspan="3">いちご</td><td>アブラムシ類<br>コナジラミ類</td><td rowspan="2">300～500<br>倍</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハダニ類</td></tr>
<tr><td>300 倍</td><td>－</td><td>定植前</td><td>2～10 秒間<br>苗浸漬</td></tr>
<tr><td rowspan="3">トマト<br>ミニトマト</td><td>チャノホコリダニ<br>うどんこ病</td><td>300 倍</td><td rowspan="4">100～500<br>L/10a</td><td rowspan="4">収穫前日<br>まで</td><td rowspan="6">散布</td></tr>
<tr><td>ハダニ類<br>アブラムシ類<br>コナジラミ類</td><td>300～500<br>倍</td></tr>
<tr><td>チャノホコリダニ<br>トマトサビダニ<br>うどんこ病</td><td>300 倍</td></tr>
<tr><td>とうもろこし</td><td>ハダニ類</td><td rowspan="4">300～500<br>倍</td></tr>
<tr><td>茶</td><td>カンザワハダニ<br>チャノナガサビダニ</td><td>200～400<br>L/10a</td><td>摘採 14 日<br>前まで</td></tr>
<tr><td>花き類・観葉植物<br>（きくを除く）</td><td rowspan="3">ハダニ類</td><td rowspan="2">100～500<br>L/10a</td><td rowspan="2">発生初期</td></tr>
<tr><td rowspan="2">きく</td></tr>
<tr><td>300 倍</td><td>－</td><td>定植前</td><td>10 秒～1 分<br>間<br>挿し穂浸漬</td></tr>
</table>

８．使用上の注意事項

(1) 使用前には必ず容器を振り、使用量にあわせ薬液を調製し、使いきること。
(2) 散布液の調製に際してはよくかき混ぜ、散布液調製後は、撹拌しながらできるだけ速やかに散布すること。
(3) 葉の表裏へていねいに散布すること。
(4) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法にあわせて調節すること。
(5) 本剤は残効性が短いため害虫の増殖やほ場外からの飛び込みが活発なときには、数日間隔で連続散布するか、他剤との輪番で使用すること。また、害虫の発生初期に散布することが望ましい。
(6) 軟弱徒長苗では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
(7) 高温時の散布は薬害の生じるおそれがあるので使用をさけること。
(8) マンゴーに使用する場合、新梢や花穂に薬害を生じるおそれがあるので、緑枝硬化期から出蕾期までに使用すること。
(9) カーネーションに使用する場合、葉表面のブルームが溶脱する等の薬害を生じる場合があるので、初めて使用する場合は使用者の責任において事前に薬害の有無を十分に確認してから使用すること。
(10) きくの挿し穂浸漬に使用する場合、薬害を生じるおそれがあるので高温時の使用をさけること。
(11) 空容器はほ場などに放置せず、3 回以上洗浄し、適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。
(12) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
(13) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。